

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 81 条の規定による。

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

立川市国民健康保険条例（平成20年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（<u>当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。</u>）</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業</p>

の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の100分の50に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期

に係る同条第2項の規定による拠出金の100分の50に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期

高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。))を除く。)の額の合算額

(3) ……略……

(保険料率)

第22条 保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基礎賦課額の所得割 100分の6.02
- (2) ……略……
- (3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割 100分の2.12
- (4) 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割 10,800円
- (5) 介護納付金賦課額の所得割 100分の1.50
- (6) 介護納付金賦課額の被保険者均等割 13,100円

(保険料の減額)

第23条 保険料の賦課期日又は当該期日後に保険料の納付義務が発生

高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第81条の2第1項の規定による交付金その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。))を除く。)の額の合算額

(3) ……略……

(保険料率)

第22条 保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基礎賦課額の所得割 100分の6.06
- (2) ……略……
- (3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割 100分の2.14
- (4) 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割 10,700円
- (5) 介護納付金賦課額の所得割 100分の1.55
- (6) 介護納付金賦課額の被保険者均等割 14,100円

(保険料の減額)

第23条 保険料の賦課期日又は当該期日後に保険料の納付義務が発生

した日において世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額が、次の各号に掲げる場合における当該納付義務者に対して課する保険料の額は、第11条に規定する基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額と第14条に規定する基礎賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。）、後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の2に規定する後期高齢者支援金等賦課額と第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。）及び介護納付金賦課額から当該各号に定める額を減額して得た額とし、当該減額

した日において世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額が、次の各号に掲げる場合における当該納付義務者に対して課する保険料の額は、第11条に規定する基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額と第14条に規定する基礎賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。）、後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の2に規定する後期高齢者支援金等賦課額と第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。）及び介護納付金賦課額から当該各号に定める額を減額して得た額とし、当該減額

して得た額が次条に規定する額を超えるときは、当該額とする。この場合において、総所得金額の算定については、同法第 313 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 57 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の算定についても、同様とする。

- (1) 地方税法第 314 条の 2 第 2 項に規定する額を超えない世帯
- ア ……略……
- イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者 1 人につき、7,560 円
- ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者 1 人につき、9,170 円
- (2) 地方税法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者 1 人について 265,000 円 を加えた額を超えない前号に掲げる以外の世帯
- ア ……略……
- イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者 1 人につき、5,400 円
- ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者 1 人につき、6,550 円
- (3) 地方税法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者 1 人について 480,000 円 を加えた額を超えない前 2 号に掲げる以外の世帯
- ア ……略……
- イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者 1 人につき、2,160 円
- ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者 1 人につき、2,620 円

して得た額が次条に規定する額を超えるときは、当該額とする。この場合において、総所得金額の算定については、同法第 313 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 57 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の算定についても、同様とする。

- (1) 地方税法第 314 条の 2 第 2 項に規定する額を超えない世帯
- ア ……略……
- イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者 1 人につき、7,490 円
- ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者 1 人につき、9,870 円
- (2) 地方税法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者 1 人について 260,000 円 を加えた額を超えない前号に掲げる以外の世帯
- ア ……略……
- イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者 1 人につき、5,350 円
- ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者 1 人につき、7,050 円
- (3) 地方税法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者 1 人について 470,000 円 を加えた額を超えない前 2 号に掲げる以外の世帯
- ア ……略……
- イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者 1 人につき、2,140 円
- ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者 1 人につき、2,820 円

(賦課限度額)

第24条 第12条の2第1項又は第14条に規定する基礎賦課額にあつては 540,000円を、第16条の2又は第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額にあつては 190,000円を、第20条の2に規定する介護納付金賦課額にあつては 160,000円を超えることができない。

(賦課限度額)

第24条 第12条の2第1項又は第14条に規定する基礎賦課額にあつては 520,000円を、第16条の2又は第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額にあつては 170,000円を、第20条の2に規定する介護納付金賦課額にあつては 160,000円を超えることができない。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市国民健康保険条例第22条、第23条及び第24条の規定は、平成28年度分の保険料から適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

